

区民と創る台東区の男女平等参画のための情報誌

はばたき21

通信

2019・8

No.38



「下町こども食堂 みらい」の
スタッフ・ボランティアの
みなさん



子供の幸せのために、
私たちにできること

●特集

子供の幸せのために、私たちにできること

◆地域で支える子供食堂

◆「子どもの権利条約」採択30年の今

・「はばたき21」区民委員活動紹介

・はばたき21情報コーナーおすすめ図書案内

・たいとうのキラッとさん紹介

・はばたき21相談室



地域で支える子供食堂

近年、子供の食事支援や居場所作りの取組として大きな広がりを見せているのが、子供食堂です。

ここでは、区内にある子供食堂の活動を紹介します。

子供食堂って どんなところ？

子供食堂は、「安価な料金または無料で、子供に食事を提供する場」とされていますが、子供だけではなく、その親や地域の人たちが利用できる場所もあり、それぞれの運営団体によって、多様な形で展開されています。

多くはボランティアで運営されており、善意で提供された寄付や食材などをもとに食事の提供をするだけではなく、遊びや学習支援といった独自の取組も行っています。

子供の孤食や欠食の問題解決、また、勉強や遊びなど子供が安心して過ごせる居場所であることに加え、子供と大人たち、そして地域の人々をつなぐ交流拠点としての役割も期待されています。

区内にもある子供食堂

今回取材させていただいた「下町こども食堂みらい」は、NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワーク（通称たいとこネット）によって運営されています。

現在、区内の2か所（清川と松が谷）で月3回の子供食堂と週3回の学習支援を行っており、取材日にも小学生から高校生まで25名ほどの子供たちが利用していました。

ボランティアの方たちと元気に遊ぶ小学生たち。学習指導を受けて熱心に勉強する中・高校生たち。そして、おしゃべりしながら楽しそうに食卓を囲む子供たちの姿。

毎回提供される温かくて、栄養バランスのとれた料理の食材は、区内の個人・商店・企業の方などから寄付の申し出があるとのこと。また、

情に寄り添った子供食堂を、地域の方たちが大切に運営されているところに、子供食堂の意義とすばらしさがあるのだと感じました。

区からの補助金を受けて、学習支援と子供食堂を行っている団体の活動については、区公式ホームページをご覧ください。

お問合せ 子育て・若者支援課
電話 03(5246)1237

男女平等推進フォーラムにて開催 映画上映&監督トークイベント

台東区がロケ地に！



映画 こども食堂にて

監督・脚本 佐野翔音

現代の子供たちを取り巻く問題と、子供を救い守ろうとする大人たちの活動を伝えます。

☆日 時：9月28日(土)
10時～12時20分
受付開始 9時30分
☆場 所：生涯学習センター4階
☆予約不要、参加費無料

「子供は地域で育てる」 ということの大切さ

たいとこネット・

石田真理子さんインタビュー

「子供食堂を始められたきっかけは？」

以前、学習塾で教えているときに、勉強が苦手な子供も個別に教えてあげれば理解できるようになるのだと思いました。でも、お金がなくて塾に通えない子供たちはどうなるのだろう…。そこでまず、学習支援をはじめました。

その中に、ご飯を食べていなかったり、食事の栄養が偏っている子供がいることに気づき、子供食堂へと発展させていったのです。

「子供食堂をやっていると感じること、大切にしていることは？」

子供はいつも大人に話を聞いてもらいたがっているのだということを感じます。ですから、なるべく時

間を作って、一人ひとりの話を聞いてあげるように心がけています。

「子供のために、地域住民だからこそできることは何でしょうか？」

アフリカには、「一人の子供を育てるには村一つが必要」ということわざがあるそうですが、「子供は地域で育てる」ということが大切だと思っています。

今の日本社会はとても便利になり、人とのつながりが希薄になっています。そのため、親が子育てを抱え込みすぎて親子関係が悪くなってしまうがちです。子供にとって、親でもなく学校の先生でもない大人との付き合いや、家庭でも学校でもない第三の居場所としての役割は、地域住民にしかできないことだと思っています。

「これからどんなことをやっていきたいとお考えですか？」

子供たちに食の重要性を伝えていきたいですね。体は食べ物によって作られています。食べ物の好き嫌いもありますが、栄養のバランスを考えた食生活や自分で料理を作れるようになってほしいと思っています。

「子供食堂の支援として、私たちにできることはありますか？」

寄付やボランティアなど、できることは人それぞれだと思いますが、私たちの活動を応援していただければ幸いです。

「ここには集う喜びがあります」
「とにかく楽しい！ だから大変でも続けられるんです」



下町こども食堂みらいのスタッフのみなさん

年に2回、つくば市の方の畑に行き、野菜の収穫をしたり、自分たちで収穫した野菜を使ってみんなでご飯を作ったりしています。また、今年の1月にはお味噌づくりにチャレンジしました。こうした体験活動をもっと増やしていきたいと思っています。

いろいろな野菜をたくさん使い、彩りや食感などにも気を配ったメニュー。デザートがあることも。



NPO 法人 台東区の子育てを支え合うネットワーク（通称たいとこネット）

すべての子供が幸せな子供時代をおくれるような育ちの場を守るために、子供と子供に関わるすべての人たちのために活動しようと設立。
男女平等推進プラザの登録団体
URL <https://taitokonet.jimdo.com/>

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

- ・1989年 国連総会にて採択
- ・1990年 国際条約として発効
- ・1994年 日本が批准、発効
- ・前文と本文54条からなる
- ・2019年2月現在、196の国と地域が締約

※発効…条約が効力をもつこと

※批准…条約を認めて実行するという国の最終確認、同意の手続き



『子どもを伸ばす
子どもの権利条約ハンドブック』

木附千晶・他著/自由国民社

※子供の権利についてわかりやすく解説。条約の全文も掲載。

条約に定められている権利は、大きく分けて次の4つ

- 生きる権利
すべての子供の命が守られること。
- 育つ権利
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
- 守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
- 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

子供が持っている権利（「子どもの権利条約」一部要約）

- ◇第6条 すべての子供は、生きる権利、育つ権利をもつ。
- ◇第27条 心身のすこやかな成長に必要な生活を送ることができる。
- ◇第28条 教育が受けられる。
- ◇第31条 休んだり、年齢にふさわしい遊びができる。
- ◇第19条 親(保護者)による虐待・放任・搾取などから守られる。
- ◇第34条 国は、子供が児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。

※参考 公益財団法人日本ユニセフ協会<https://www.unicef.or.jp/>

権利を侵害される子供たち

子どもの権利条約第2条【差別の禁止】

「性別や国の違い、障害があるかないかななどで差別されない」(一部要約)

途上国の女の子の中には、女の子だからという理由で、医療を受けられず、家事労働や児童婚を強いられ、学校にも通えず、早すぎる妊娠・出産で命を落としたり、お金になる仕事を得ることもできず、社会の底辺に置かれ続ける子供が少なくありません。

また、アフリカや中東、アジアの一部の国々で続いている女性性器切除(FGM)という慣習は、女の子や女性に感染症や不妊・死のリスクだけではなく、精神的・社会的な影響も及ぼすことになります。しかし、きわめて強い社会的な規範に支えられているため、家族はその害を知っていても娘にFGMを受けさせている場合もあるとされています。

子どもの権利条約第32条

【経済的搾取、有害な労働からの保護】

「無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心身によくない仕事をしないように守られる」(一部要約)

世界で約1億5200万人の子供が生活のために働いており、その半数が危険や健康被害を伴う仕事をしています。(2016年時点)
さらに、世界の子供の4人に1人が紛争または災害により影響を受けた国で暮らしており、武力紛争の影響を受けた国では、児童労働をする子供の割合が、そうでない国より77%高いという報告もあります。

『わたし8歳、職業、家事使用人。』

—世界の児童労働者1億5200万人の1人—

日下部尚徳著/合同出版

※バングラデシュで、家事使用人として働く女の子の厳しい現実や直面する問題を紹介します。



子供にもある人権

人権は難しい…と思われるかもしれませんが、人が生まれながらに持っている、幸せに生きるために、お互いに尊重されなければならない権利であり、誰にとっても身近で大切なものです。

こうした権利を子供にも保障しようという考えが広まったのは20世紀に入ってから



条約が採択されて30年。多くの国々が、子供の権利の実現と直面する課題の解決に向けて、法律を整備する、予算を増やすといった対策を講じ、その結果、世界の5歳未満の子供の死亡率の低下や、児童労働者数の減少などの成果をあげることができました。しかし、世界中で、貧困や飢えに苦しみ、暴力や搾取、虐待、差別などにより権利を侵害され、保護を必要とする子供たちは、まだ数多く存在します。

子供の貧困問題と社会的背景

多くの子供たちが犠牲となつたことへの反省から、国際機関や世界の国々が協力して、世界のすべての子供がもつ権利を定めました。それが、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」です。この条約は、18歳未満の子供を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく一人の人間としての人権を認めています。また、まだ成長の途中で弱い立場にある子供たちには保護や配慮が必要な面もあるため、子供ならではの権利も定めています。



のこと。2度の世界大戦で多くの子供たちが犠牲となつたことへの反省から、国際機関や世界の国々が協力して、世界のすべての子供がもつ権利を定めました。それが、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」です。

日本でも、児童虐待やいじめ、児童買春・児童ポルノなどの課題がありますが、見えづらいと言われるのが、子供の貧困問題です。

貧困には、衣食住に事欠き生命の危機に直結するような「絶対的貧困」と、その社会の平均的な人に比べて困窮した状態にある「相対的貧困」の2つがあります。日本は、相対的貧困状態にある子供の割合が先進国の中では高くなっており、経済的な理由から十分な食事が取れなかったり、進学を断念しなければならぬような、子供の権利にかかわる深刻な状態に置かれているのです。

子供の貧困に関しては、ひとり親世帯の貧困率の高さという問題があります。ひとり親世帯の9割近くを占めるのが母子世帯ですが、シングルマザーの就業率は諸外国に比べてとても高いにもかかわらず、相対的貧困率は先進国の中で突出しています。ここには、男女間の賃金格差やパートで働く人が多く、賃金が低いという構造的な問題が関係しています。貧困は親の責任という声もありますが、こうした個々の努力ではどうにもならない壁が存在しており、他人事ではなく、社会全体の問題として考える必要があるとされています。



子供の幸せのために

子どもの権利条約では、「子供に関係のあることを行うときには、子供にもっともよいことは何かを考えなければならない」とされています。子供の成長や未来に関する様々な権利が侵害されている今、行政による対策に加え、私たち一人ひとりが子供たちにきちんと向き合い、子供との対話の中からその子にとってよいことをみつめていくという姿勢が求められているのではないのでしょうか。

母子世帯と父子世帯の状況

	母子世帯	父子世帯
世帯数(推計値)	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況	81.8%	85.4%
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
就業者のうち パート・アルバイト	43.8%	6.4%
平均年間収入 (母又は父自身の収入)	243万円 (うち就労収入 200万円)	420万円 (うち就労収入 398万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)

男女平等推進フォーラム企画委員



男女平等推進フォーラムは、年に1回実施している区民参加のイベントです。講演会や男女平等推進登録団体によるワークショップ・作品展示などを実施しています。

▼活動内容

- フォーラムの講演会・ワークショップ・作品展示などの企画・運営
- 企画のための会議(月1回程度)

委員からひと言

- ・企画・実行する楽しさが持てるようになりました。
- ・地域の方との繋がりができ、男女平等の理解が深まりました。
- ・いろいろな人に出会い、いろいろな話ができて楽しい。
- ・フォーラム成功に向けて、意見交換をしています。多様性を実感できます。
- ・「台東区」が「対等区」へ、進む道に携われます。
- ・男女平等に取り組む方々の熱い思いを感じています。

大人も子供も大歓迎
楽しいイベントもりだくさん!
ぜひ、お越しください!

2019 男女平等推進フォーラム

◆ワークショップ・作品展示

日時：9月28日(土) 10時～16時 / 9月29日(日) 9時30分～正午
場所：男女平等推進プラザ「はばたき21」(生涯学習センター4階)

◆講演会「どうなる? どうする? 令和時代の幸せな生き方」

日時：9月29日(日) 14時開演 13時30分開場
講師：水無田 気流さん(詩人・社会学者)
会場：ミレニアムホール(生涯学習センター2階)
定員：300名(当日先着順)

※託児(6ヶ月以上の未就学児)あり。9月21日(土)までに要予約。



台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」は、男女平等を推進するための区民の活動拠点施設です。
今回は、区民と職員が協働で進めている3つ事業と現在活躍している区民委員のみなさんの声をご紹介します。
あなたも、一緒に活動してみませんか。
※区民委員の任期は2年間、次回の募集は2020年1月の予定です。
(詳細は、「広報たいとう」などでお知らせします。)

コミュニティ・カフェ運営委員

「コミュニティ・カフェ」は、どなたでも参加できる交流の場。予約不要で、参加費もかかりません。毎月第3土曜日の14時～16時、男女平等推進プラザの調理コーナーで開催しています。

▼活動内容

- コミュニティ・カフェの運営(月1回開催)
- 運営のための会議(年3回程度)

委員からひと言

- ・誰もがホッとできる場所作りを大切にしています。
- ・いろいろな世代や国の人たちと交流できるし、会話も弾みます。
- ・ミニワークショップでは、小さいお子さんにも男性にも参加していただけるような物作りを行っています。みなでおしゃべりしながら作るのは、とても楽しいですよ。
- ・はばたき21を盛り上げ、多くの方たちに来ていただけるようにがんばっています。



コーヒーサービスと折り紙などを使って小物を作るミニワークショップを行っています。また、毎年男女平等推進フォーラムにも参加しています。

はばたき21 情報コーナーおすすめ図書案内

『歴史を変えた50人の女性アスリートたち』
レイチェル・イグノトフスキー著 創元社



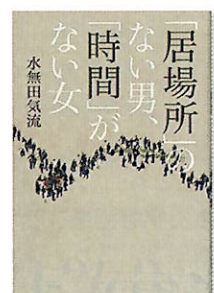
女性をしめ出していた近代スポーツ界に飛び込み、圧倒的な能力と粘り強さで記録と歴史をめりかえてきた女性アスリート50人をチャームなイラストとともに紹介。

『わたしは女の子だから 世界を変える夢をあきらめない子どもたち』
ローズマリー・マーカニー著 西村書店



わたしは女の子だから、学校へ行けない。ただ女の子だからこそ、世界を変えることができる。困難な状況に置かれても希望を胸に未来を切り開く世界中の女の子8人を紹介。

『「居場所」のない男、「時間」がない女』
水無田 気流著 日本経済新聞出版社



「普通の幸せ」は、なぜこれほどハードルが高いのか? 鋭い社会学者が「空間の歪み」をキーワードに、現代の男女の抱える問題を読み解く。

情報誌編集委員



それぞれが関心のある問題を持ち寄り、意見を出し合って、特集テーマなどを決めていきます。
年2回発行で、次号は2020年3月発行予定です。

「はばたき21通信」は、男女平等を推進するための情報誌です。区役所や区民事務所、生涯学習センターなどの区内施設、都内男女共同参画センターなどで配布しています。

▼活動内容

- 情報誌「はばたき21通信」の企画・取材・編集など
- 編集のための会議(月1回程度)

委員からひと言

- ・世の中には、困っている人や声なき声がたくさんあります。知らないで埋もれてしまうことを掘り起こし、一人でも多くの方に伝えて何かを感じてもらえれば嬉しいです。
- ・自分とは境遇の違ういろいろな方たちのお話が聞けて、とても勉強になります。
- ・区外から転入してきましたが、この活動を通じて地域の方と知り合うことができ、大好きな台東区の一員になれた気がします。

たいとうのキラッとさん紹介



おおはま のりこ
大濱 典子さん 大濱房紐製作所 台東区無形文化財（工芸技術）

大濱さんは、房紐作りの仕事を始めて60年。台東区無形文化財の保持者として認定されている唯一の女性です。長年力を合わせて一緒に房紐を作り続けてきた夫の健二さんが亡くなった後は、1人で仕事をしています。後継者はいませんが、2人の息子が土曜日、日曜日に手伝ってくれることもあるそうです。

房紐とは、西洋風にいうとフリンジのこと。神社の鈴紐や神輿紐、校旗の縁飾り、力士の化粧まわしなどに飾り付けるものなどがあり、浅草公会堂の緞帳の縁飾りも手掛けたそうです。

編む作業は全て手で行っており、複数の糸を束ねたり撚ったりして糸の強度を高めています。編み方のきつさゆるさによって出来上が

りの具合が異なり、熟練した職人の手になる房紐は長持ちするとのこと。

毎年、大正小学校3年生に教えている房紐作り体験は好評で、子供達の熱心な姿に圧倒されるそうです。友人と一緒に神社を訪れた時に、その神社の鈴紐が大濱さんの作ったものだとして驚かれることがあり、人に喜ばれることは生きがいとなっているそうです。地域では、仲入谷町会女性部長、大江戸清掃隊への参加と、精力的に活動されています。「仕事を続けるには健康第一。生涯現役で頑張りたい」とパワー溢れる笑顔に元気をいただきました。



「はばたき 21 相談室」のご案内



こころと生きかたなんでも相談

自分の生き方や身近な人間関係、パートナーからの暴力、性的指向及び性自認に関することなど…ひとりで抱え込まずにご相談ください。女性フェミニスト心理カウンセラーが相談に応じます。

毎週

火曜日・土曜日 午前10時～午後4時まで
水曜日・木曜日 午後5時～9時まで

面接相談（女性のみ）
電話相談（どなたでも）

※火曜日・土曜日は、託児（1歳以上の未就学児）あり
（相談日の1週間前までに要予約）

相談
無料

相談時間 : 1回50分
予約方法 : 電話で予約【予約専用電話：03-5246-5819】
受付時間 : 午前9時から午後5時まで（日曜・休館日を除く）



女性弁護士による法律相談

結婚や離婚、相続のことなど、法律のことについて、女性の弁護士が相談に応じます。問題が整理できずに迷っているときは「こころと生きかたなんでも相談」で気持ちを整理してから、法律相談を利用することもできます。

毎月

第2水曜日 午後1時～4時まで
第3木曜日 午前10時～午後1時まで
第4火曜日 午後4時～7時まで

面接相談（女性のみ）

※毎月1日から予約受付開始

秘密
厳守

編集・発行：台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」

場 所：台東区西浅草3-25-16（台東区生涯学習センター4階）

電 話：03-5246-5816 ※日曜・休館日以外の午前9時～午後5時

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第1・第3・第5月曜日（祝日にあたる場合はその翌平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

ホームページ
はこちら→



はばたき21

検索

2000

古紙・バブル配合率90%再生紙を使用

VEGETABLE
OIL INK